

医療費助成の受給者証と  
マイナンバーカードを  
一体化する

医療機関  
薬局の皆様へ

申請期限  
令和7年

2/21

金曜日まで

# システム改修に係る経費を 国の補助額に加えてさらに補助します!

## 補助上限額

病院

14.1万円

診療所・薬局

1.8万円

マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とするPMH接続に係るシステム改修を行った医療機関・薬局に対し、国の補助額に上乗せして補助金を交付します。

## 補助イメージ

病院

システム改修費56.6万円の場合

国(基金)補助 28.3万円

国(基金)補助1/2

さらに  
都補助1/4

14.1万円

負担14.2万円

大手  
チェーン  
薬局\*

システム改修費7.3万円の場合

国(基金)補助 3.6万円

国(基金)補助1/2

さらに  
都補助1/4

1.8万円

負担1.9万円

自己負担額が  
大幅に  
減らせます!

診療所  
薬局

システム改修費7.3万円の場合

国(基金)補助 5.4万円

国(基金)補助3/4

さらに  
都補助1/4

1.8万円

負担1,000円

## 申請方法等の詳細

こどもDX推進に向けた医療機関等における  
マイナンバーカード利活用推進事業特設  
ホームページをご確認ください。

ホームページは  
こちら▶



<https://pmh-hojokin2024.metro.tokyo.lg.jp>で検索

## お問い合わせ

東京都マイナンバーカード利活用推進事業事務局

TEL: 0120-179-155 (土日祝日・年末年始を除く9時から17時まで)



東京都

# 補助対象事業

公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施可能とするレセプトコンピューター（以下「レセコン」という。）の改修<sup>(※)</sup>

※社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が定めた「保険医療機関等向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領（医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業）」の第3「補助対象事業」の1及び2に規定する事業

基金の要領は医療機関等向け総合ポータルサイトの「5.助成対象項目」からご確認いただけます。

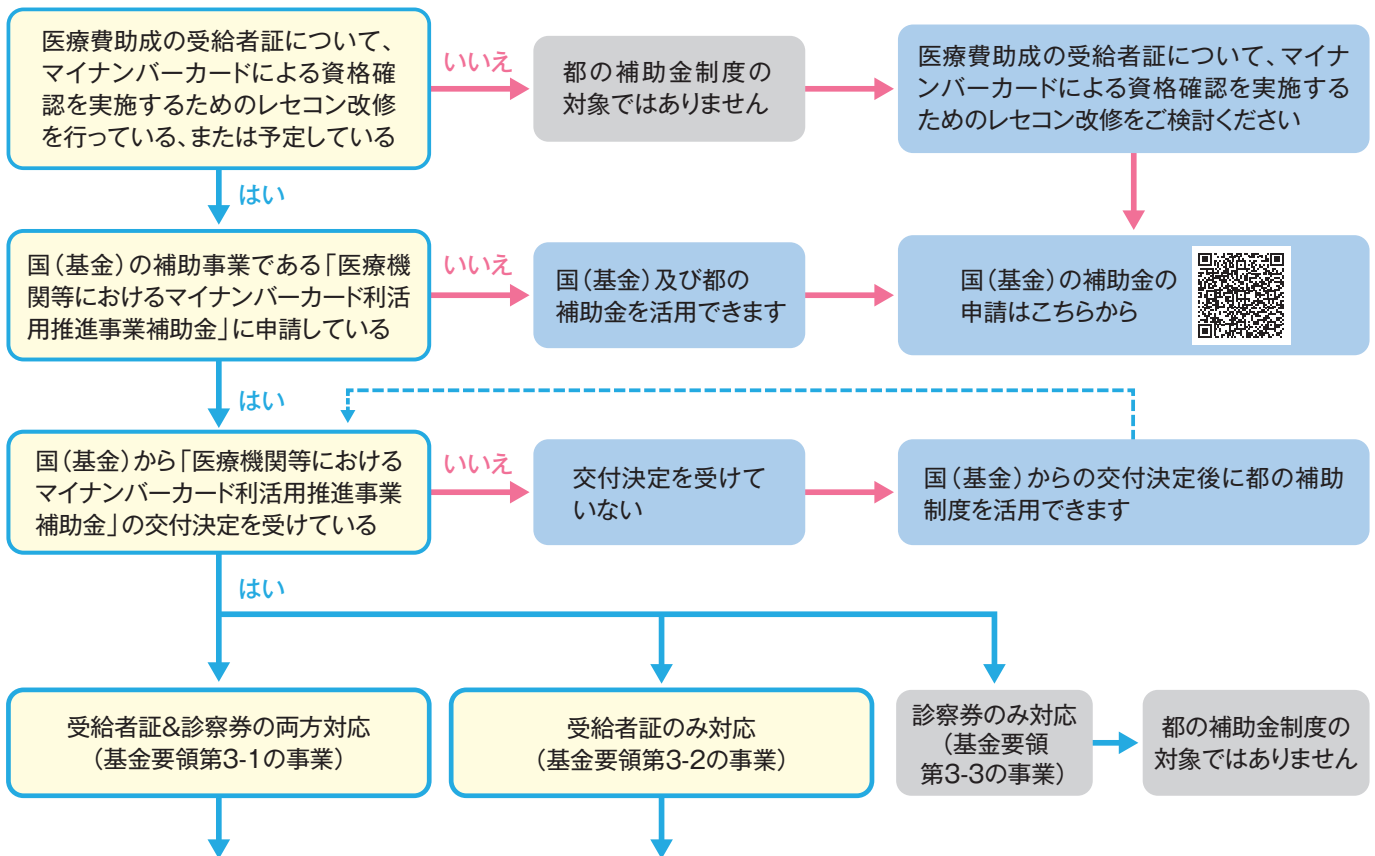


## 補助対象者

以下の要件を全て満たす医療機関・薬局

- 1 医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている、都内開設の医療機関・薬局（健康保険法第63条第3項第1号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局）
- 2 公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施可能とするレセコン改修を令和6年12月31日までに完了しており、かつ、国（基金）から「医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」の補助金の交付決定を受けていること

以下のフローチャートで補助対象となるかご確認ください



都の補助制度を活用できます（国の補助金に追加して、都の補助金を交付します）

### ●注意事項

東京都では、本補助金の他、難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関を対象とした、医療費助成のオンライン資格確認を可能とするレセコンの改修に対する補助金事業も実施していますが、本補助金との併用は不可となりますのでご注意ください。なお、難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関への補助金の申請希望の受付は既に終了しています。